

区民文教委員会 行政調査報告書

1 調査期間

平成25年10月8日（火）から10月10日（木）まで

2 調査先及び調査概要

（1）愛知県豊田市

環境施策について

「使用済小型家電リサイクル」

金属ごみ中の電化製品全般及び配線を回収する「使用済小型家電リサイクル」の概要及び効果、課題・対策等の調査・研究。

（2）岐阜県可児市

教育施策について

「子どものいじめの防止に関する条例」

子どもに対するいじめの防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定める「子どものいじめの防止に関する条例」の制定までの経緯、概要、効果・課題等の調査・研究。

（3）愛知県豊橋市

文化振興施策について

「穂の国とよはし芸術劇場」

地域の芸術文化の拠点施設となり得る劇場にすることを目指して建設された「穂の国とよはし芸術劇場」の建設経緯と概要、課題等の調査・研究。

3 参加委員

委員長	田 中 邦 友
副委員長	かたくら 洋
委員	福 田 はるみ
委員	は ら つとむ
委員	おおこし 勝 広
委員	千 野 美智子
委員	田 中 哲
委員	瀧 澤 良 仁

4 同行幹部職員

区民部長 後 藤 隆 宏

5 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【豊田市】

1 市の概要

豊田市は、愛知県の中央部北に位置し、平成 25 年 4 月 1 日現在の人口は 422,010 人で県内 2 位、面積は 918.47 平方キロメートルで県内最大となっている。平野部では自動車産業の集積による内陸型工業地帯が形成され、山間部は自然が豊富な観光資源に恵まれている。

昭和 26 年の市制施行により「挙母市」となり、昭和 13 年にトヨタ自動車工場を市内に誘致した後、昭和 33 年に商工会議所から市名変更請願書が市に提出され、翌 34 年に自動車産業とともに成長・発展することを誓い、市名を「豊田市」に変更した。その後、近隣市町村との合併により市域は拡大し、平成 10 年に中核市となった。

平成 21 年に「環境モデル都市」として、同 22 年に「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として国から選定を受け、翌 23 年に「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」として地域活性化総合特区の指定を受け、低炭素の都市環境を構築し、市域経済の活性化と市民生活の質の向上を図っている。

(参考資料／平成 25 年度議会要覧 ほか)

2 調査事項

(1) 環境施策について

ア 「使用済小型家電リサイクル」

(ア) 回収の開始

平成 21 年 11 月～ 試行

22 年 10 月～ 本格実施

(イ) 回収・処理の方法

金属ごみとして月 1 回のステーション収集を行い、民間処理施設において、その中から小型家電をピックアップした後、手解体を行っている。

(ウ) 回収のメリット

- ・廃棄物から循環資源への転換（希少金属の回収のため、有価物として売却）
- ・環境負荷の低減（清掃工場の飛灰中の金属含有量の低減）

(エ) 回収の対象範囲

金属ごみ中の電化製品全般（家電リサイクル法対象品目を除く）及び配線

(オ) 回収量・割合（平成 24 年度）

金属ごみの量：2,792.0 トン

ピックアップ量：95.4 トン（3.4%） 手解体した量：51.8 トン（1.9%）

ピックアップした主な家電等：ゲームソフト（14.5%）、基板（13.3%）

(カ) 回収に係る費用対効果

ごみ処理費用全体で年間約 4,000 万円の減

清掃工場飛灰処理での薬剤費用の減：約 4,900 万円

小型家電の売却による歳入増：約 8 万円

ピックアップ費用の歳出増：約 900 万円

(キ) 回収の課題と対策

- ・金属ごみの持ち去り
(行政指導では限界があり、警察と連携するためにも、持ち去り禁止条例が必要)
- ・無料回収による金属ごみ量の減
(立入調査等による指導、不適正処理の未然防止)
- ・回収できる希少金属の品目の拡大
(精錬費用の関係から、金・銀・銅・パラジウムの抽出が限界)

3 主な質疑応答等

Q：金属ごみが資源化され、ごみでなくなることにより、市の歳入歳出への影響はありますか。

A：抜き取った小型家電は、そのまま売却しています。あとは、市が委託している処理業者のトヨキン株式会社で少しでも資源化されるように。市には、売った代金しか入ってきません。

Q：小型家電の回収写真を見ると、大変なご苦労だと思うんです。トヨキンの社員の方がやられているんですか。アルバイトとかにすると、かなり安くなるのかとも思うんですが。

A：社員です。ごみという性質上、危険性を考えると、知識がない者が行うのはリスクがあります。ケブラー製の手袋も使っています。

Q：東京の場合だと、ごみを資源化することでごみの排出量が減るので、23 区の分担金が減るんです。だから、ごみにするより資源化のほうがいい。そういうことはあるんですか。

A：当市の場合は、埋立処分場は直営です。県の処分場は使っていないので影響はありません。

Q：無料回収ではなくて、市の回収とは全然別に民間の事業体が有料で回収するのには、どのような対応をしているのですか。

A：有料の場合は捕まえます。トラックを流して無償で回収することはできますが、拠点を設けて無償で回収するのはだめだと言っています。

Q：蛍光管の回収も行っていますか。

A：市が回収して、トヨキンに委託して処理しています。

Q：携帯電話を出しているのもあって、個人情報の心配は、どのように対応していますか。

A：市の法務担当部署とも話をしたのですが、ごみとして出されているもの自体の個人情報のリスクについては市が負う必要性はないとのこと。ただ、当然、ホームページとかで「個人情報消してください」ときちんと周知し、できるだけ販売店での店頭等の回収をお願いして、そこに出せない人は金属ごみで出すことにしています。

以上

調査概要 【可児市】

1 市の概要

可児市は、岐阜県の中南部に位置し、県庁所在地の岐阜市及び中部圏の中核都市である名古屋市からともに 30 キロメートルの距離にある。その立地条件と、北部を木曽川、中央部を可児川が流れるなどの豊かな自然環境により、昭和 40 年代後半から名古屋圏のベッドタウンとして丘陵地を中心に民間開発による大規模な住宅団地の建設が相次ぎ、急速に人口が増加した。

第四次総合計画が平成 23 年度からスタートし、市民主権の原則に基づく「参画と協働による市民中心のまちづくり」を基本理念とし、まちの将来像「輝く人とまち つながる可児」の実現を目指して各施策を推進している。

平成 25 年 4 月 1 日現在、人口は 100,932 人、面積は 87.6 平方キロメートルである。

(参考資料／可児市の概要 ほか)

2 調査事項

(1) 教育施策について

ア 「子どものいじめの防止に関する条例」

(ア) 制定までの経緯

平成 23 年 2 月 市長が参加した討論会にて参加者から第三者機関設置の提案あり

4 月 いじめ防止第三者機関検討委員会を設置

9 月 同委員会から提言書を提出

24 年 3 月 24 年度予算の市議会での議決に際して、第三者機関の推進体制や権限等を根拠づける条例・規則の早急な整備について付帯決議

9 月 条例案を議会に提出

10 月 条例施行

(イ) 制定趣旨

子どもに対するいじめの防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくる。

(ウ) 主な内容

- ・市・学校・保護者・市民など関係者の責務を位置付け、社会全体でいじめを防止して、子どもがすこやかに育つ環境を実現するという市の姿勢を明らかにする。
- ・市や学校の取組、いじめ防止専門委員会の設置とその権限などを位置付け、具体的ないじめ防止や解決のための方策を明らかにする。

(エ) 特徴

- ・子どものいじめ防止に特化した条例であること
 - ・いじめ防止専門委員会を常設とすること（委員は非常勤）
 - ・所管が市長部局にあること
- (理由)・いじめ防止は社会全体の課題であり、最終的には市長の責任と考えるため
- ・いじめの要因は学校現場以外にもあり、幅広く取り組む必要があるため

(オ) 効果

- ・子どもや保護者にとって、学校以外での新しい相談先となること
- ・学校だけでは解決困難な事例に対しても、助言や支援が受けられること

(カ) 今後の課題

- ・学校との連携強化
- ・市民みんなで取り組む機運づくり
- ・いじめ防止専門委員会の活用

3 主な質疑応答等

Q：資料の最後の＜参考＞の「過去3年のいじめ認知件数」と条例制定後の「いじめ専門委員会が受付した、いじめ相談件数」が格段に違いますね。この違いは、どの辺にあるんですか。

A：平成24年度のいじめ認知件数は113件です。この認知件数は、文部科学省の問題行動調査の中で、いじめにかかわるということで小中学校が把握した件数です。その一部分が、いじめ防止専門委員会に相談されているといった状況ですので、数としては認知件数より少ないということでございます。

Q：専門委員の方にご相談するのは、ご父兄ですか、学校の先生ですか。

A：まず、専門委員会の事務局が通報・相談を受け、聞き取りをします。平成24年度の場合、保護者からの相談が半分近くありました。そうしますと、どんな状況だったか、子どもがどういう思いをしているか、これからどうしていったほしいという希望を持っているか、そういうことを保護者から聞いて、あわせてそのことを学校に伝えていいかを確認します。同意を得て学校に伝え、学校の対応状況等を聞き、学校の状況を保護者にフィードバックします。その結果を専門委員会の委員に事務局から伝え、今後の対応をどうすればいいかについて、メールや電話で協議することが多いです。会議を開く必要があると判断したときには集まって会議をしますが、そういうことで対応方針を協議して決めて動いていきます。その中で専門委員会の委員が保護者と面接する必要がある、あるいは子どもと面接する必要があると判断したものは、委員が直接相談者と面接するという流れで今は対応しております。

Q：一般論ですが、今までの報道では、なかなか先生がいじめと認めないということがとかく批判されていると思います。大事になって新聞報道になりますと、教育委員会もおたおたしているケースがないではない。先生方が的確にとらまえて相談するという姿勢を持ってくるとありがたいんですが、自分たちで解決しようと抱え込んでしまう。なかなか表に現れませんよね。その辺はどうでしょうか。

A：市の教育委員会は、積極的にいじめに対応する方針ですし、学校としても、いじめに発展する可能性があることは初期の段階で対応しようという方針で動いています。いじめ防止専門委員会という学校とは別に相談できる窓口もできていますので、仮に学校がそれをいじめではないと判断したとしても、親がそう思って相談してくれば、おのずと専門委員会の動きにつながっていきます。いじめではないと学校が抑えてしまうことは、仕組みとして今はできないのではないかと思います。

Q：条例が制定され協力事業所もできて、まち全体が関心を持っていく状況の中で、そういうことはできなくなってきたと。むしろ先生が積極的に相談したほうが、自分も楽ですよ。

A：教育委員会事務局は毎月の校長会で、いじめ防止専門委員会をどんどん活用して早く解決する方向に持っていこうという話をしています。同じ方向を向いていますので、協力関係はうまくできていると思っています。

Q：専門委員会を御市は市長部局に設置していますね。この行政側も責任を持ってやるという姿勢が、やはり市民の信頼を得ることにつながっているんじゃないかという気がしているんですけど、その辺はどうですか。学校の問題だから教育委員会にまかせっ放しにしているケースが多く、今は教育委員会のあり方が問われていますね。いじめに対して教育委員会だけでなく行政側も含めてまちぐるみでやっていく姿勢を構築するためには、やはり市長が先頭に立つことが大事なんじゃないかな。

A：マスコミ報道の問題もあるかと私は考えていますが、必ずしも全国の教育委員会そのもの、教育部局が隠ぺい体質であるとは私どもは思っていません。報道された事件が起きたときがたまたまそうであったのか、報道の仕方がそうであるものですから、全国の教育委員会がそういう隠ぺい体質を持っているようなイメージになることは、非常に不幸だと私は思っています。ただし、私どもは市長部局に第三者機関をつくったことによって、教育委員会又は学校の先生がいじめと認知しなくても市長部局の第三者機関で受け付けたものは、内容的にいじめであれば、いじめとしての対応をしておりますので、そういった意味では隠ぺいができない組織になったとは思っています。

Q：専門委員会の事務局は市長部局の職員ですか。

A：そうです。市民部人づくり課の中に事務局を持っています。教育委員会とは別ですから、教育委員会や学校との連携は一番苦労してやっているところです。

いかにも最初から教育委員会とうまくやっているイメージを持たれるかもしれませんが、学校の先生はどこも忙しいというのが今言われていることで、市長部局に第三者機関をつくって動きかけたときは、表立ってではないですけど、いろんな資料作成とか事務が増えるのかという警戒感があつたのは確かです。でも、実際運用して動いていく中で、今までは学校の先生が困ったときに、まずは学校の中で、又は教育委員会に連絡して対応していたものが、専門の弁護士とかに相談できる窓口ができたということで徐々に理解していただき、うまく動けるようになってきたと思っています。最初からスムーズにいったということではありません。その辺の苦労はしながらやってきたという状況です。

Q：変な言い方ですけど、教育委員会にしてみれば自分の領分を侵されたというところがあると思うんです。教育委員会が、この専門委員会を所管すればいいだけの話で、ちょっと言葉は悪いですけど、ある意味、市長に言いつけられるようなイメージがあると思うんですが、その辺、うまく整合性がとれているんでしょうか。

A：第三者機関をつくることについて校長会に意見を聞いたことがあるんですけど、懸念する意見は二つあって、一つは負担が増えるのではないかということ、もう一つは先生の守秘義務違反を問われるのではないかということでした。それらは、いずれもそうではないという理解をいただきました。一方で、学校もなかなか保護者との関係がうまくつくれず、いじめ問題の解決が進まない困った状況もありましたので、こういった専門の第三者的立場の人が加わることで打開できるのではないかという期待感も学校側にはありました。第三者機関を設けることについて教育委員会に説明したこともありましたが、その場では特に懸念は具体的意見としては出ず、やはりいじめの問題はとても難しい面があるので、専門家の力を借りて早く解決できるなら、そういった仕組みもいいですねという意見をいただいています。

Q：最近の傾向として、どういういじめが多くて、対策はどんなものがあるんでしょうか。

A：今年度、専門委員会に寄せられたいじめの相談で多いのは、悪口を言われたりからかわれたりするというもので全体の6割くらいになります。たたいたりするなどの暴力のある内容のものは2割くらいです。こういうふうに対応するという具体的なものを持っているわけじゃなくて、それぞれ具体的なケースで子どもたちの思いも聞き学校の対応状況も聞きながら、一番いい方法は何だろうかと考えながらやっている状況です。多くのいじめは、専門委員会でかかわった案件も含めて、学校現場で教育的なかかわりを持ちながら解決しているのが実態だと思います。どちらかと言うと、専門委員会が学校を後押しする立場になっています。ただ、大きないじめが起きれば学校や教育委員会の取組を検証するような役割も専門委員会は持っていますので、そういう事態が発生したときには、また今までと違った関係ができるのかとは思いますが。

Q：クラス全体で一人の子どもを無視して村八分にしたりする、そういうことをしないと今度は自分がいじめられるから一人の子どもをいじめているケースがあるというんですけど、結構そういうものは悪質というか重症だと思うんです。そういう場合の解決方法というのは、具体的にどう考えていらっしゃるでしょうか。

A：個々のケースの具体的な動きについては、事務局のスタッフが別にいて把握しているので我々自身は細かなところまで把握していませんけど、大事なのは子どもたち自身に考えさせて、子どもたち自身に「いじめ、やめようね」と思ってもらうのがとても大事だというスタンスでいくことだと思っています。一昨年、小学校6年生と小学校3年生に、学年は違っているかもしれませんが、アンケートをしました。その中で、子どもたちに「いじめが起きていたら、どうするか」と聞いたら、「やっぱり、やめよう」「クラスみんなで仲良くなれるような、そういった行事なんかをやる」とか、いろいろと子どもたち自身も自分たちで何とかしようという気持ちがある。それを最大限引き出しながらやっていくことかと思っています。

条例ができたことによって、いじめがなくなったという事例も1件、直接相談を受けた人か

らお話がありました。マスコミの方も関心を持ってPRしていただき、親も子どもも学校も議会もご協力いただき、機運が高まってきたことが一番大きいし、これからも市民全体で盛り上がり、子どもたちがいじめられたら勇気を持って止めたり相談したりできる雰囲気をつくっていくのが大切だと感じながら今やっています。

Q：地域のお店とか事業者とかに、いじめ防止協力事業所を募っているじゃないですか。面白い試みだと思うんです。これはいじめだけにかかわっているのか、それとも子育てとか健全育成とか、そういうものも含んでいるんでしょうか。

A：私ども人づくり課は、いじめの防止協力をお願いしています。各事業所、パン屋だったり塾だったり、さまざまな方に取り組んでいただいているんですが、なにに何をやってくださいというお願いはしておりません。各事業所でできることをやっていただくということで、たとえば子どもたちの登下校のときにちょうど外に出ているから見守りをするとか、飲食店でお店の中にいじめ防止のポスターとかチラシを貼ってくれるとか、形態はさまざまです。課としては、いじめについてということでお願いしています。かなり小さなお店もスーパーのような大型店もごさいますけど、認定させていただくとステッカーを事業所の前に貼っていただいていますので、親や子どもたちが見ても、いじめはだめだとか協力事業所だとかいうのが分かるようになってまして、地域ぐるみで働きかけることを子どもたちにもPRしています。

Q：今回、所管が教育委員会でなく市長部局ということで、教育委員会は小中学校の子どもたちが対象になってくると思うんですけど、市長部局になると高校も入るのか。小学校のときは陰険ないじめというより、もうちょっとオープンなかたちなのが、中学校・高校となるにしたがってスクール・カーストとかで言われるように陰湿になって見えなくなってくる。そういう部分では、高校との連携も市長部局だからこそやってるのか、まず聞かせていただきたい。まちの空気づくりということでも、高校生は対象になってくると思います。その辺の取組はどうなっているのか。

あと、スクールカウンセラーを小中学校ともに配置されているということですけど、専門委員との連携がどうなっているのか。

あわせて、ソーシャルワーカーを各学校に配置されてるのか、その辺も聞かせていただければと思います。

Q：関連で、教育行政の政治的中立性を確保するという観点で、教育委員会あるいは教育現場は、市長部局がいじめに取り組むことについて、どういう受け止め方をされているのかお聞かせいただければと思います。

Q：さっきの高校についての質問は、特に県との連携とかはどうなっているのか。可児市の子が他市に行って勉強する場合もあるでしょうし、他市の子が可児市に来る場合もあるでしょう。いじめに関しては中学で終わる話じゃないと思ってますので、それについても。

A：まず高校との関係ということで、可児市の現在の条例は対象となる子どもを小中学生と小中学生に準じる子どもたち、義務教育年齢である子どもとしております。ただ、実際には高校生からも相談が寄せられていまして、対応しています。実態的に高校生まで取り組んでいるし取り組む必要もあること、法律も高校生が対象になっていますので、今度の条例改正では改めて正式に高校生も対象にすることを考えています。高校生から相談があったときには、状況を聞いて同意を得て高校にその情報を伝え、あるいは高校から状況も聞いて解決に向けてできることはないか話し合うことは実際にできています。今は個々の学校との関係をつくっていて、県立高校について県の教育委員会事務局、あるいは出先である教育事務所と今まで直接かかわったことはなかったです。ケースの進展によっては高校との話し合いのあとで教育事務所に行こうかと思ったものはありましたが、直接は今まで関係は持っていません。可児市に私立の学校もございまして、私立の学校は直接学校とやりとりしてきました。

スクールカウンセラーは、公立の小中学校に年30日を基準として配置をするかたちになっています。カウンセラーが子どもたちの悩みを聞く中で、その中にいじめの案件が入っていることもあるようです。基本的にはカウンセラーは相談を受けた件は守秘義務があるようですので、直接カウンセラーから専門委員会に相談が来ることはございませんが、学校としては必要

な情報を集約しているので、その中で学校からの相談というかたちは今まであったかもしれませんが。そこはちょっと把握できないところです。

スクールソーシャルワーカーは現在配置してませんが、必要だと考えてまして、来年度予算で3校に配置したいということで、教育委員会が予算要求をする予定と聞いています。

Q：市内の小学校と中学校の数を教えてください。

A：小学校が12校、うち私立が1校です。中学校が6校、うち私立が1校です。高校は3校、県立が2校と私立が1校です。

Q：私立を含めて高校にいじめ防止協力団体としてお願いすることは考えてないですか。

A：学校自身を協力団体とすることは考えていません。まさに学校の設置者だったり学校そのものだったりするので、このたびの法律の中で、いじめが起きたら必要な手立てをとらなければいけないというものです。位置付けが少し違うかと考えています。

最後に政治的中立性の問題ですけど、いじめ防止専門委員会は、いじめにかかわって専門的立場で解決に向けて動く組織ですので、そこに政治的要素が入る余地はないし、そうしてはいけないと思っています。市長の附属機関としていますけど、第三者的立場を堅持してかかわっていくものと考えています。事務局は市長部局の職員ですけど、そういった政治性が入らないようにしなければいけないし、現在は入ってないと思います。

Q：市長部局が所管することに対して教育行政にかかわる方たちの受け止め方は、どうなのか。

A：そのことについては、特に賛否の意見は聞いていません。

Q：実効性とか切迫性とかを考えると、そういう機能を市長部局に持ってきたのは非常に適切な措置だと私は思います。ただ、墨田区の中では教育行政の政治的中立性がなかなか大事な要素になっているのかと、私が聞いてはいませんけど推測です。御市の場合は、どうなのかと思ってお聞かせいただいたわけです。

A：私どもも非常に気をつかった部分ではあります。教育基本法とかその辺りの法律上の解釈の問題といいますか、その辺もあって、これは厳密に言ったら意図としてはそういう考え方で書いたんじゃないかという部分はゼロではないと考えています。この問題については実は国の自民党の会議に呼ばれてきちんとお話をしたりとか、いろいろしていますけど、実は裁判になったことがないので白黒ついてないと思います。今言われるように完全に法律に抵触しないかとなると、わずかですが微妙な部分は見方としてあるかもしれません。それは否定しません。ただし、今の世の中の流れとして必要性といいますか、報道がいいか悪いか別にして教育委員会部局の隠ぺい的な部分を払拭していくという中で、私どもとしては市長部局につくって、こういったかたちでやることについては、市民のみなさんの要望でもあるし、今の段階で必要だと考えています。100%絶対いいですということとは言えません。

Q：教育とかなんとかじゃなくて、ことの重大性、切迫性を考えて機動的に対処できる組織として、市長の下に立ち上げたのかと私は思っています。政治的云々というのは、あくまでも個人的主観ということで受け止めていただければと思います。いずれにしても勇気ある対応だと、私は個人的には考えています。

Q：条例制定に際して当然、議会で審議しましたよね。今言ったような教育委員会との絡みについて議論はあったんですか。

A：平成24年度予算の審議のときは、まだ第三者機関について明らかでなく条例も未成立ということで、予算だけ千数百万円を予算化いただきました。そこできちっと説明がなかなかできなかったことも実際にあり、こういった方向性、条例をつくるとか第三者機関をつくるとかということの中で付帯決議はいただきましたが、全会一致で賛成いただいた記憶がございます。条例につきましても、会派を超えて全会一致でご賛同いただき、運用とかそういった面についても市議会議員のみなさんも地域へ行ってごあいさつとか議会報告とかいろんな機会に出ていくたびに、こういった活動をご報告いただき、ご協力いただいているという状況でございます。

Q：ケースの具体的解決は全部、教育委員会ではなく専門委員会でやっているんですか。

A：教育委員会もかかわっています。我々が受け付けた相談は、相談者の同意を得て教育委員会

事務局にも情報は提供しています。多くは学校現場で対応していますけど、中には教育委員会事務局、あるいは相談業務等を行っている教育研究所等がかかわっているケースもあります。そういうかたちで協力しながら個々のケースには対応している状況です。まだ学校には言わないでねというのは、情報は出しませんが。

Q：事務局の体制として、専門職とか入れたりしているのでしょうか。

A：今、事務局は2人とも社会福祉士で、1人は児童相談所に長く勤務していた所長経験者です。もう1人は家庭児童相談員という児童福祉の相談業務をやっていた者を採用しています。

Q：専門委員会を立ち上げたばかりなので、できるだけケースを委員会に上げて議論されていると思うんですけど、上げていくケースの基準みたいなものはありますか。

A：すべて報告しています。その中で特に詳しく協議をお願いしたいものは、別に資料を用意して委員会の場で協議してもらおうということをしています。

Q：条例をつくったことによって、子どもが自助努力とか人間関係をうまくつくっていくための意識が変わったのが見えたという何かがあるのでしょうか。

A：条例をつくったのは、ひとつの制度と仕組みができてだけで、たとえば子どもの意識を変えようと思ったら、授業とかホームルームとかでいじめのことについて考えることを含めて先生側、学校側から働きかけをすることがとても大事です。尾木先生が学校訪問をして、そこでいじめのことについて直接、尾木先生からコメントをもらう、自分たち生徒がこういう活動してきたことを「いいことだね」と褒めてもらう経験を積む中で、意識が変わりつつあると思います。そういうことを地道にやりつつある。あと、学校ではソーシャルスキル・トレーニングでしたか、対人関係をつくるようなことを授業の中に取り入れているとか、そういうことも地道にやっています。岐阜県は「ひびきあいの日」という名前で人権週間に各校でいろんな取組をしているんですけど、そういうこともあわせて具体的に意識を変えていく動きをつくっているのかと思っています。

Q：教師にとってサポーターの役割を持っているということですが、具体的にはどういうサポートになるのか。弁護士の先生とかがかかわってらっしゃるから、それは大きな力だと思うんですけど。たとえば報告があった案件を学校に戻しますよね。学校側に負担がないとおっしゃっても、何か報告をするとかがあるのかと。

A：最初に学校側が想定していたのは、いじめがあると第三者委員会が調査に来て、説明せよとか学校側でつくっている記録とは別に資料を出せとか、そういう事務が増えるということだったんですね。実際は特別な書類を用意してくれということは要望していません。ただ、専門委員会の事務局とか委員が学校訪問をする機会に、学校として相談したいことがあったら是非その場を活用してくださいと言いますと、学校側が「こういうことで困ってる」ということで、資料が出てきたり、あるいは口頭だけで話があたりします。形式的に進めるために何かやるということはしてないので、もちろん学校訪問自体が負担なのかもしれないですけど、どちらかと言うと、そういう機会をうまくとらえて相談できて良かったという声を直接聞いています。学校訪問に来てもらって困ったというのはなかなか言いにくいでしょうけど、そういう声は聞いていません。

事例として報告を受けているのは、学校でいじめがあり、親が先生に言って、先生が問題解決を図っても、先生の努力がいじめを訴えた親には伝わらないという問題があって第三者機関に相談が来た場合に、実際に学校でどうしているのか、どういう対応をしていたかをきちんと親に話すことによって理解していただくことで、学校の先生と親がうまくいくようになった良い事例がいくつか出てきていて、そういった具体的事例が校長会の中で発表されたりして理解され、良い方向に来ているのかと思っています。

それと、学校の先生が親からいじめの相談を受けて対応しても、先生もご多忙だという面と、子どもに対する接触は非常に得意だと思うんですが、親に対する接触を苦手とされる先生もいますので、その部分を事務局であったり第三者機関がかかわることによってうまく回るといった事例があるという報告を受けてまして、そういった事例でいい方向に向かっているんだろうと思います。

Q：犯罪になるほどの大きなものが最近出てきていますよね。相談を受けた中で、そういう犯罪に近いものを、どう扱っているのか。

それと、いじめている子どもたちに対しての何か対応はあるのでしょうか。

A：専門委員会がかかわったもので犯罪に当たるものはありません。ただ、加害者とされる子どもがいじめと別の案件でけがをさせたとかについては、情報として聞いているものがあります。学校としては、そういう行為の状況によって、警察に被害届を出しているのかも含めて被害者側の保護者と話をすることはあると聞いています。犯罪行為であれば、今は法律もできましたし、躊躇なく警察に相談していくのかと思います。

Q：専門委員会のほうで決めるということですか。

A：それを判断するのは当事者ですので、今までの学校の対応を聞きますと被害届を出すことも含めていろんな選択肢があることを説明して動いていると。その中で、いじめとは別件で被害届を出したケースがあるとは聞いています。

あと、加害者側のフォローですけど、今まで相談を受けたのはすべて被害者側です。一部加害者側だと判断されたケースがありましたけど、基本的には被害者側からの相談で、直接委員会として加害者側の子どもとか保護者の方と接触してはいないです、今のところは。やはりいじめる側が悪いですけど、その背景にも目を向けなきゃいけないということがあって、そういう部分は今は学校に担ってもらったりしています。あと、児童相談所、岐阜県では子ども相談センターという名前ですけど、子ども相談センターに情報を提供する中で子ども相談センターがかかわるというケースは今までもありました。

Q：いじめの問題があつたりして不登校になっている子が、どれくらいの人数いらっしゃるのか把握していますか。

A：専門委員会がかかわっているケースで不登校ぎみの子どもは何人かいます。特にその部分だけ統計化した数字は、専門委員会としては今持っていません。

Q：不登校で学校では対応できていない子どもに対してのケアもされているんですか。

A：専門委員会の委員の臨床心理士が不登校ぎみの子に面接したケースはあったかもしれませんが、ちょっとははっきり記憶していませんが。あとは、外部の臨床心理士、カウンセラーにかかったり、あるいは医療機関の受診を勧めたり、ケースによって専門委員会の委員がしています。

Q：いじめの件数とかでいけば、今にわかに目に見えて件数が減ったとか成果が上がったとかいうことじゃなくて、むしろ意識改革に結び付くことをしてきた。チラシ等で行政の方も市民も巻き込んで、いじめ防止にみんなで取り組もうというメッセージを発信していることが成果だと思います。今日のNHKの「あさイチ」の受け売りじゃないですが、いろんな要因が重なっているということで、簡単にああしてこうしてということではなかなか解決方法は見つからないというのが現状だという結論だったと思います。いじめられた子を守るというのは当たり前のことですが、「あさイチ」でのやりとりで印象に残ったのは、もう一歩踏み込んで「加害者をいかにつくらないようにするか」。市民に関心を持ってもらうという意識改革につなげることで、それがひいては加害者をつくらないことにつながっていく、まさに御市の取組かなと私は思いました。その点についてコメントいただきたいと思います。

A：今すばらしい言葉をいただきまして、それ以上はないわけですが、尾木先生もおっしゃっているのは、「いじめられない子どもをつくることは不可能です」と。スポーツができて勉強ができる子ども、いじめられる。社会全体として、加害者、いじめない子どもをつくる。子どもに各家庭で教育して、みんなでそういった機運をつくり、いじめない子どもをつくるのが重要だとよく言われますが、まさに今言われたことを私どもとしても目指して、市長が言うておりますように、おなかにいるときから親とかかわりを持ち、子育てのしやすい環境、若い人が住みたいまちをつくっていききたいということで、私どもも今後も頑張ってまいりたいと思います。

以上

調査概要 【豊橋市】

1 市の概要

豊橋市は、愛知県の南東部に位置し、東は弓張山系を境に静岡県と接し、南は太平洋、西は三河湾に面するおおむね平坦な地形である。

市中央部は豊橋駅を中心に商店街が発達し、駅前から市東部方面へ路面電車（市電）が通り、市民の足として親しまれている。自動車の輸入台数・金額ともに全国一の三河港を中心に臨海工業地帯が形成されているほか、市南部の農地には豊かな野菜が実って全国屈指の農業産出額を誇る東三河の中心都市である。

平成 25 年 4 月 1 日現在、人口は 379,678 人、面積は 261.35 平方キロメートルである。

（参考資料／豊橋市ホームページ ほか）

2 調査事項

（1）文化振興施策について

ア 「穂の国とよはし芸術劇場」

（ア）経緯

当初、J R 貨物ヤード等跡地に、芸術ホール、生涯学習センター及び図書館の 3 つの複合施設と商業施設を一体的に整備する再開発を計画していた。しかし、市の複合施設は建設費だけで約 120 億円を必要とするため、市民からの要望が強かった芸術ホールを建設することとなった。音楽や伝統芸能に特化した施設は東海地方に既存のものがあったが、演劇やダンスをはじめとする舞台芸術に特化した施設はなかったことから、地域の芸術文化の拠点施設となり得る劇場にすることを目指して建設した。

平成 25 年 4 月 30 日にオープンし、優れた舞台芸術やダンスが豊橋市で鑑賞できることへの評価の声も高く、現時点では順調に運営されている。

（イ）運営方針

- a 個性ある劇場として芸術創造と芸術文化の振興を推進
- b 教育普及活動の推進と市民の芸術文化活動の拠点
- c 安全、安心、快適な劇場空間の提供
- d 文化芸術の振興を通じ、地域へ貢献
- e 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の規定する劇場としての使命
- f 新しい貸館対応の提案

（ウ）建設及び維持管理費用

- a 用地取得費（J R 貨物ヤード等跡地） 約 9 億 9 5 8 0 万円
- b 建設及び維持管理費（P F I 事業） 約 5 9 億 2 1 3 0 万円

※ 都内の劇場とは異なり、花道等に油圧式・電動式の設備は入れずに安価に抑えている。

ただし、都内の劇場で上演するプログラムを改変することなく、そのまま上演できるレベルは有している。

- c 運営管理費（指定管理） 約 2 億 6 6 7 0 万円

（エ）収入

- a 使用料収入（決算見込み） 約 3 5 0 0 万円
- b 国庫補助金（社会資本整備総合交付金） 約 1 8 億 5 5 2 0 万円

（オ）施設概要

主ホール（778 席）、アートスペース（266 席）、創作活動室 A ～ G、研修室（大・小）

（カ）課題

教育プログラムやアウトリーチ活動の実施による、文化に関心ある人づくり

3 主な質疑応答等

Q：図書館及び生涯学習センターとの複合施設の計画の中で、市民の方の希望が一番強かったのが芸術ホールだったとのことですが、これは何かアンケートとかで分かるものがあったんですか。

A：市民の中に「芸術ホールをつくる会」というものができました。実は、豊橋市には昭和 30 年代にできた古い劇場があるんです。古い劇場があるということで、新しい劇場ができていませんでした。昭和 30 年代にできた劇場ですから、建物自体もとても古いです。豊橋の地で、いい環境でいい演劇を見たいという声が市民の中から多く寄せられました。東京や名古屋に行けば、それなりのお芝居は見られるけれども、この地でそういう環境を整備してほしいという声が圧倒的でした。

以上